Face to Face

フコク生命終身保険

しんきんらいふ終身F

5年ごと利差配当付終身保険<一時払型>

一時払終身保険のお申し込みは当金庫へ。

この街と生きていく

SHINKIN 信用金庫

引受保険会社

フコク生命

1.当保険は、預金保険制度の対象ではありません。
2.当保険は預金と異なり元本の保証はありません。

大切な家族のために、万一の保障を一生涯にわたって確保できます。

3つの特長

① 一生涯の保障
終身保険ですので万一の保障が一生涯続き、ご契約後何歳で死亡されても保険金が支払われます。また、一時金でのお支払いに代えて年金でお支払いすることもできます。

② 相続対策として
契約者と被保険者が同一人で死亡保険金受取人が法定相続人の場合、一定の金額までが非課税となります。

③ 生活資金等の備えとして
ご解約時には、経過年月数に応じて解約払戻金をお支払いしますので、死亡保障を確保しながら老後の生活資金等を準備することができます。また、ご契約後所定の年数を経過していれば、一生涯の保障に代えて年金をお支払いすることもできます。

〈ご契約例〉
- ご契約年齢／50歳男性
- 一時払保険料／300万円

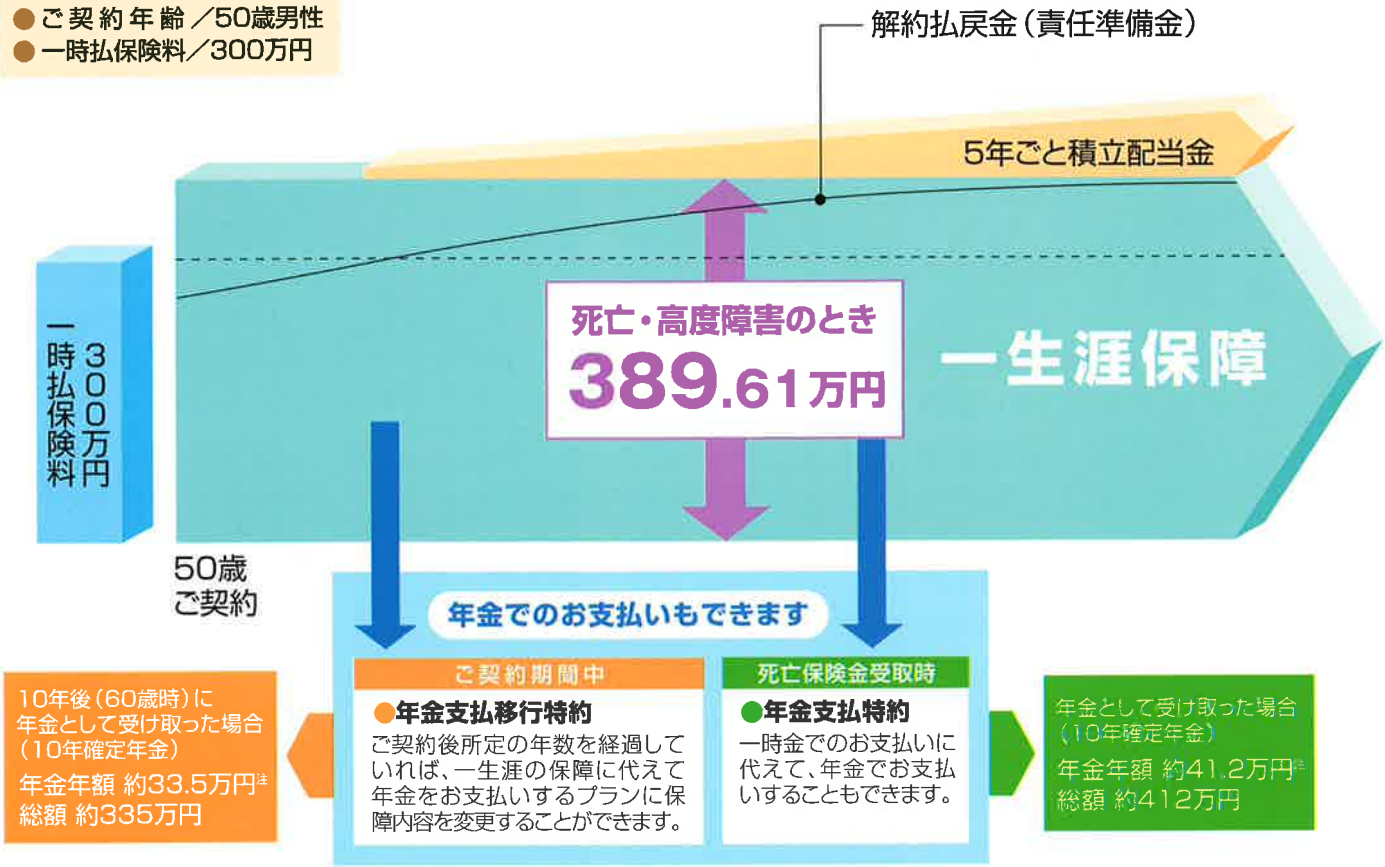

注:年金年額は、平成18年3月現在弊社が定めている予定利率等に基づいて算出しております。実際の年金年額は、本特約付加時の予定利率等に基づいて算出いたします。

保険用語のご説明

●責任準備金
将来の保険金をお支払いするために契約者から払い込まれた保険料の中から積み立てられるものをいいます。

●死亡保険金
被保険者が死亡されたときに当社から支払われるお金のことです。

●高度障害保険金
被保険者が責任開始期以後の原因によって所定の高度障害状態に該当されたときに当社から支払われるお金のことです。

●告知書扱
保険契約の引受に関する査定のために必要な健康状態等に関する質問に被保険者がご自身で告知いただく方法です。

●報状扱
保険契約の引受に関する査定のために必要な問診、検査などを保険会社指定の医師などから受けていただく方法です。
また、職場の健康管理を利用し診断書等の写しにもとづく方法、生命保険面接士の観察報告による方法もあります。

相続財産の評価減

契約者と被保険者が同一人で死亡保険金受取人が相続人の場合、一定の金額までが非課税となります。

死亡保険金の非課税枠
500万円×法定相続人数

[生命保険金の相続税非課税枠の計算例]

相続人が妻と子の2人で、死亡保険金1500万円を受け取った場合

500万円×2人＝1,000万円（相続税非課税枠）
⇒1,500万円－1,000万円＝500万円 が相続税課税対象

遺産分割準備

死亡保険金は、受取人固有の財産となりますので、相続時の遺産分割に備えることができます。死亡保険金受取人はご契約時に1契約最大3名まで指定できます。

[家庭裁判所が新受した相続関係事件]

	S40年	S60年	H10年	H16年
調停	3,439	5,141	8,708	10,083
審判	681	1,035	1,594	2,071
合計	4,120	6,176	10,302	12,154

出典:平成16年「司法統計年報（家事編）」最高裁判所事務総局

年金支払特約

保険金を、一時金でのお支払いに代えて、年金でお支払いすることができます。年金支払方法は、確定年金（5・10・15年）、10年保証期間付終身年金から選択できます。（年金年額30万円以上であることが条件となります）

※年金でお支払いする場合でも、死亡保険金に対し、通常どおり課税されます。
※毎年お支払いする年金については、所得税（雑所得）の対象となります。

葬儀等の準備資金

万一の時、ご契約時に定めた死亡保険金額をお支払いしますので、大切な家族のために資金を「のこす」ことができます。死亡保障は一生涯継続します。

[一時払保険料300万円の場合の死亡保険金額（万円）]

	男性	女性
	保険金額	保険金額
40歳	424.05	446.58
50歳	389.61	410.07
60歳	359.73	376.98

[葬儀費用の推移（全国平均）]

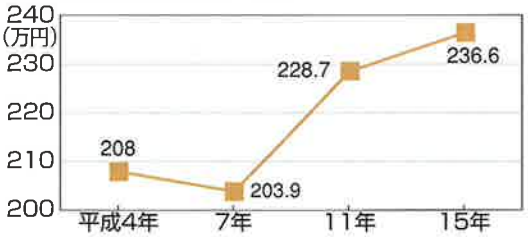

出典:日本消費者協会「葬儀についてのアンケート調査」

高度障害保険金

被保険者が責任開始期以後の原因によって所定の高度障害状態に該当されたとき、死亡保険金額と同額の高度障害保険金をお支払いします。高度障害保険金は非課税※ですので、入院費や治療費に「つかう」ことができます。

※被保険者本人、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族が受け取った場合。

高度障害状態とは

- 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの

など（詳しくは約款をご確認ください）

年金支払移行特約

ご契約後、一生涯の保障に代えて、その時の責任準備金等を元にして、年金をお支払いするプランに保障内容を変更することができます。年金支払方法は、確定年金（5・10・15年）、10年保証期間付終身年金から選択できます。（年金年額20万円以上で被保険者年齢50歳以上かつ契約日より5年以上経過していることが条件となります）

解約払戻金

ご解約時には、経過年月数に応じて解約払戻金をお支払いしますので、老後の生活資金等に充てることができます。また、ご解約の場合、経過年数にかかわらず解約払戻金と払込保険料総額の差額（差益）は一時所得となります。

[一時払保険料300万円の場合の解約払戻金（円）]

	10年後	20年後	30年後
40歳男性	3,180,375	3,451,342	3,713,405
50歳男性	3,171,035	3,411,814	3,619,476
60歳男性	3,150,155	3,341,891	3,476,790

解約払戻金は年齢・性別・保険料により異なりますので、「保険設計書」でご確認ください。

しんきんらいふ終身Fの取扱基準

告知書扱

契約年齢範囲	15歳～75歳
最低保険料	100万円
最高保険金額	1,000万円（29歳以下は1,500万円）※

※5年以内に告知書扱でご加入いただいた当社保険契約の保険金額（個人年金保険・医療保険・貯蓄保険は除く。）と新たにご加入いただく当保険の保険金額との通算保険金額が上記基準を上回る場合、告知書扱のお取扱いはできません。

報状扱

契約年齢範囲	15歳～75歳	76歳～80歳
最低保険料	100万円	
最高保険金額	15歳～19歳: 5,000万円 20歳～29歳: 20,000万円 30歳～65歳: 30,000万円 66歳～75歳: 20,000万円	20,000万円

	保険料の単位	保険金額の単位
P建（保険料建）	100円	100円（切り捨て）
S建（保険金額建）	1円	10万円

※P建とは最初に払込保険料を定めて、それに基づき保険金額を算出することをいいます。S建とは最初に保険金額を定めて、それに基づき保険料を算出することをいいます。
※法人・個人事業主契約は取扱いいたします。

保険金額例表（一時払保険料100万円の場合）

保険金額（円）								
年齢	男性	女性	年齢	男性	女性	年齢	男性	女性
15歳	1,739,800	1,835,300	37歳	1,450,500	1,527,300	59歳	1,208,200	1,267,100
16歳	1,725,700	1,820,500	38歳	1,438,000	1,514,300	60歳	1,199,100	1,256,600
17歳	1,712,000	1,805,800	39歳	1,425,700	1,501,300	61歳	1,190,200	1,246,200
18歳	1,698,500	1,791,200	40歳	1,413,500	1,488,600	62歳	1,181,300	1,235,800
19歳	1,685,300	1,776,600	41歳	1,401,400	1,475,900	63歳	1,172,600	1,225,600
20歳	1,672,100	1,762,200	42歳	1,389,500	1,463,300	64歳	1,164,100	1,215,600
21歳	1,659,000	1,747,800	43歳	1,377,700	1,450,800	65歳	1,155,800	1,205,600
22歳	1,645,800	1,733,400	44歳	1,366,000	1,438,500	66歳	1,147,500	1,195,800
23歳	1,632,600	1,719,200	45歳	1,354,400	1,426,300	67歳	1,139,500	1,186,200
24歳	1,619,300	1,704,900	46歳	1,343,000	1,414,200	68歳	1,131,600	1,176,800
25歳	1,606,000	1,690,800	47歳	1,331,800	1,402,200	69歳	1,124,000	1,167,500
26歳	1,592,800	1,676,800	48歳	1,320,600	1,390,300	70歳	1,116,500	1,158,400
27歳	1,579,500	1,662,800	49歳	1,309,600	1,378,500	71歳	1,109,200	1,149,500
28歳	1,566,300	1,648,800	50歳	1,298,700	1,366,900	72歳	1,102,200	1,140,700
29歳	1,553,200	1,635,000	51歳	1,288,000	1,355,300	73歳	1,095,300	1,132,200
30歳	1,540,100	1,621,200	52歳	1,277,400	1,343,900	74歳	1,088,700	1,123,900
31歳	1,527,100	1,607,500	53歳	1,266,900	1,332,600	75歳	1,082,300	1,115,900
32歳	1,514,100	1,593,900	54歳	1,256,600	1,321,400	76歳	1,076,100	1,108,000
33歳	1,501,200	1,580,400	55歳	1,246,600	1,310,400	77歳	1,070,200	1,100,400
34歳	1,488,400	1,566,900	56歳	1,236,700	1,299,400	78歳	1,064,400	1,093,000
35歳	1,475,600	1,553,600	57歳	1,227,000	1,288,500	79歳	1,059,000	1,085,900
36歳	1,463,000	1,540,400	58歳	1,217,500	1,277,800	80歳	1,053,700	1,079,000

※この例表を使った比例計算では端数処理の関係で正しい保険金額が計算できない場合があります。正しい保険金額につきましては、「保険設計書」でご確認ください。

保険金・解約払戻金の税制上の取扱いについて

●死亡保険金

契約者	被保険者	受取人	課税関係	課税対象額
A	A	相続人	相続税	死亡保険金 －（500万円 × 法定相続人数）
A	A	相続人以外	相続税	死亡保険金（非課税枠の適用なし）
A	B	A	所得税（一時所得）	{（死亡保険金 － 払込保険料総額）－ 特別控除額50万円}× 1/2
A	B	C	贈与税	死亡保険金 － 基礎控除額110万円

●高度障害保険金

高度障害保険金はその受取人が被保険者本人、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族が受け取った場合は、全額非課税となります。

●解約払戻金

ご解約の場合は、経過年数に関わらず解約払戻金と払込保険料総額の差額（差益）は一時所得となります。

一時所得の課税対象額の計算	{（解約払戻金 － 払込保険料総額）－ 特別控除額50万円}× 1/2

解約払戻金例表（一時払保険料100万円の場合）

経過年数	40歳		50歳		60歳		70歳	
	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性
1年	980,403	978,903	982,336	981,160	983,501	983,289	984,194	984,640
2年	989,025	987,537	990,778	989,772	991,056	991,708	990,670	992,285
3年	997,789	996,319	999,089	998,383	998,610	1,000,127	997,034	999,930
4年	1,006,553	1,005,102	1,007,531	1,006,995	1,006,044	1,008,672	1,003,175	1,007,460
5年	1,015,317	1,013,885	1,015,843	1,015,880	1,013,479	1,017,092	1,009,316	1,014,990
6年	1,024,222	1,022,817	1,024,154	1,024,628	1,020,913	1,025,636	1,015,233	1,022,288
7年	1,033,127	1,031,897	1,032,466	1,033,513	1,028,348	1,034,181	1,020,927	1,029,585
8年	1,042,032	1,040,977	1,040,648	1,042,397	1,035,662	1,042,726	1,026,621	1,036,652
9年	1,051,078	1,050,058	1,048,959	1,051,419	1,042,857	1,051,145	1,031,980	1,043,602
10年	1,060,125	1,059,287	1,057,011	1,060,441	1,050,051	1,059,690	1,037,228	1,050,437
11年	1,069,171	1,068,517	1,065,193	1,069,599	1,057,006	1,068,110	1,042,364	1,057,040
12年	1,078,359	1,077,895	1,073,375	1,078,757	1,063,961	1,076,403	1,047,277	1,063,411
13年	1,087,405	1,087,273	1,081,557	1,087,915	1,070,796	1,084,697	1,051,966	1,069,666
14年	1,096,593	1,096,651	1,089,609	1,097,210	1,077,391	1,092,865	1,056,432	1,075,690
15年	1,105,639	1,106,327	1,097,661	1,106,368	1,083,986	1,101,032	1,060,675	1,081,598
20年	1,150,447	1,154,855	1,137,271	1,152,706	1,113,963	1,139,484	1,079,097	1,106,967
25年	1,194,690	1,204,872	1,174,024	1,197,677	1,139,145	1,173,287	1,092,606	1,126,080

※この例表を使った比例計算では端数処理の関係で正しい解約払戻金額が計算できない場合があります。正しい解約払戻金額につきましては、「保険設計書」でご確認ください。

■払戻金について

契約を途中でおやめになると、払戻金はお払込保険料の合計額より少ない金額となることがあります。

■配当金について

■この保険の配当金は、ご契約後6年目から5年ごとに、資産の運用成果による剰余金が生じた場合にお支払いします。なお運用実績によっては配当金が支払われないこともあります。

■配当金に配当積立利率により計算した利息を付け積み立てたものが積立配当金です。配当積立利率は今後の経済情勢などにより変動します。

■上記の他に特別配当をご契約から長期間継続した契約に対してお支払いすることがあります。

■生命保険料控除について

お払い込みいただいた保険料は、生命保険料控除の対象となり、ご契約した年のみ生命保険料控除が受けられます。

■年齢の計算について

■被保険者の契約年齢は満年齢で計算しますが、1年未満の端数については、6ヵ月以下のものは切り捨て、6ヵ月を超えるものは切り上げます。

■ご契約後の被保険者の年齢は、契約応当日ごとに契約年齢に1歳を加え計算します。

募集代理店（信用金庫）からのお知らせ

●しんきんらいふ終身Fは、富国生命保険相互会社を引受保険会社とする保険契約であり、預金とは異なり、元本の保証はありません。また、預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象とはなりません。

●しんきんらいふ終身Fへのご加入の可否が、募集代理店とお客様との他の取引に影響を与えることはありません。

●募集指針及び相談窓口については各募集代理店にご確認ください。

●募集代理店は、お客様が「法令上定める保険募集制限先」※に該当するか否かについてご確認させていただき、該当する場合は原則として保険募集を行ないませんので予めご了承ください。

●募集代理店は、お客様が募集代理店である信用金庫への資金の貸付の申込をされている間は、お客様及びその関係者※に対して当保険商品の募集を行ないません。

※詳細は、募集代理店にご確認ください。

ご契約の際には「ご契約のしおり－定款・約款」、「ご契約の概要」、「特に重要なお知らせ（注意喚起情報・その他特にご確認いただきたい事項）」を必ずご確認ください。

「ご契約のしおり－定款・約款」、「ご契約の概要」、「特に重要なお知らせ（注意喚起情報・その他特にご確認いただきたい事項）」はご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しております。必ずご一読のうえ、大切に保存してください。

「ご契約のしおり－定款・約款」記載事項の例

●お申込の撤回等（クーリング・オフ）について
●健康状態等の告知義務について
●保険金等をお支払いできない場合について
●配当金について
●解約と払戻金について
●契約内容の変更等について

このパンフレットに記載の税務上のお取扱いは平成18年3月現在の税制によるもので、今後変更となる可能性があります。
実際のお取扱いにつきましては、税理士または所轄の国税局・税務署にご確認ください。

生命保険募集人について	生命保険募集人は、お客様と当社（富国生命保険相互会社）の生命保険契約締結の媒介を行なう者で、生命保険契約締結の代理権はありません。従いまして、お客様と当社との生命保険契約は、お客様からの生命保険契約のお申込に対して当社が承諾したときに有効に成立します。

●担当者／代理店である生命保険募集人の権限等に関する照会先 左記の確認をご要望の場合には、最寄りの支社または下記照会先までご連絡ください。

富国生命保険相互会社 市場開発部
TEL：03（3593）7429　FAX：03（3593）8893
お問い合わせ時間：月～金　9:00～17:00（土日祝日等当社休業日を除く）

引受保険会社
富国生命保険相互会社
〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-2
TEL 03(3508)1101（大代表）
フコク生命のホームページ
http://www.fukoku-life.co.jp

募集代理店

㊗H-18-5（H18.3.7）
このパンフレットは地球の環境にやさしい再生紙を使用しています。